

発議第2号

嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例について

このことについて、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び嬉野市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和3年6月4日提出

嬉野市議会議長 田中 政司 様

提出者 嬉野市議会議会運営委員会  
委員長 辻 浩一

理由 常任委員会の所管事項を改正する必要がある。

嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例

嬉野市議会委員会条例（平成18年嬉野市条例第152号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表を次のように改める。

名称	所管事項
総務企画常任委員会	行政経営部、総合戦略推進部、会計課、監査委員及び選挙管理委員会の所管に関する事項並びに他の委員会に属さない事項
文教福祉常任委員会	市民福祉部及び教育委員会の所管に関する事項
産業建設常任委員会	産業振興部、建設部及び農業委員会の所管に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例

改正案		現 行	
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員会定数及びその所管)		(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員会定数及びその所管)	
第2条 (略)		第2条 (略)	
2 常任委員会の名称及び所管は、次の表のとおりとする。		2 常任委員会の名称及び所管は、次の表のとおりとする。	
名称	所管事項	名称	所管事項
総務企画常任委員会	行政経営部、総合戦略推進部、会計課、監査委員及び選挙管理委員会の所管に関する事項並びに他の委員会に属さない事項	総務企画常任委員会	行政経営部、総合戦略推進部、会計課、監査委員及び選挙管理委員会の所管に関する事項並びに他の委員会に属さない事項
文教福祉常任委員会	市民福祉部 及び教育委員会 の所管に関する事項	文教福祉常任委員会	市民福祉部（教育委員会から委任された事務を含む。）及び教育委員会（市民福祉部へ委任した事務を除く。）の所管に関する事項
産業建設常任委員会	産業振興部、建設部及び農業委員会の所管に関する事項	産業建設常任委員会	産業振興部、建設部及び農業委員会の所管に関する事項
3 (略)		3 (略)	